

## セレクト神奈川NEXTについて

県では、県内経済の活性化と雇用の創出のため、企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」により企業誘致を推進しています。当施策では次の各種支援制度により県内への企業の立地を支援します。

### 【主な支援制度】

#### ① 企業立地促進補助金【支援対象：県外・国外からの立地、県内再投資】

土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)に3% (大企業)、6% (中小企業) を乗じた金額を上限5億円の範囲内で補助。

ただし、特区制度活用などの場合(※1)は投資額の6% (大企業)、12% (中小企業)、上限10億円。

#### ② 税制措置【支援対象：県外・国外からの立地、県内再投資】

不動産取得税の2分の1を軽減。

※令和3年1月1日から、支援対象産業として追加した「新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業」として認定する場合の税制措置は、県議会において、当該措置を行うための条例改正が認められた場合に適用されます。(令和3年3月下旬予定)

#### ③ 企業立地促進融資【支援対象：県外・国外からの立地、県内再投資

##### 中小企業者及び中堅企業(資本金10億円未満)】

- ⇒ (ア) 融資期間が15年以内の場合 1.2%以内(固定金利)
- (イ) 融資期間が15年超20年以内の場合 1.7%以内(固定金利)
- ただし、特区制度活用などの場合(※1)
- ⇒ (ア) 融資期間が15年以内の場合 0.9%以内(固定金利)
- (イ) 融資期間が15年超20年以内の場合 1.4%以内(固定金利)

#### ④ 企業誘致促進賃料補助金【支援対象：県外・国外からの立地

##### 県内再投資(外国企業※2のみ)】

賃料(消費税、敷金、礼金は除く)月額額の3分の1、補助期間6か月、上限600万円を補助。

ただし、特区制度活用などの場合(※1)は、賃料月額額の2分の1、上限900万円。

(※1中、Bの水素発電所及びCの宿泊施設は除く。)

### ※1 特区制度を活用して事業展開を図る場合などには、さらなる優遇制度があります

- A. 特区制度を活用して事業展開を図る場合
- B. 薄膜太陽電池の研究開発又は製造を行う場合や水素発電所を設置する場合
- C. 宿泊施設について、裏面の旅館、ホテルの要件に加え、平均客室面積が40㎡以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合

※2 「外国企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社によって設立された日本法人又は日本支店であって、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業をいいます。

## 【企業立地支援事業認定要件】

対象産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未病関連産業</li> <li>・ロボット関連産業</li> <li>・エネルギー関連産業</li> <li>・観光関連産業</li> <li>・先端素材関連産業</li> <li>・先端医療関連産業</li> <li>・IT/エレクトロニクス関連産業</li> <li>・輸送用機械器具関連産業</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業</li> <li>・地域振興型産業（特定地域のみ、下記【地域限定支援メニュー】参照）</li> </ul>
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・電気業（発電所に限る）</li> <li>・情報通信業</li> <li>・卸売業（ファブレス企業に限る）</li> <li>・小売業（デューティーフリーショップに限る）</li> <li>・学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>・宿泊業（旅館、ホテルに限る）</li> <li>・娯楽業（テーマパークに限る）</li> </ul>
投資額	大企業：20億円以上 中小企業：5千万円以上 （旅館、ホテルを除く）
常用雇用	大企業：50人以上 中小企業：10人以上 （賃料補助金の特例あり、下記【地域限定支援メニュー】参照）（旅館、ホテルを除く）
旅館、ホテルの要件	<p>①横浜、川崎地域：客室100室以上、その他の地域：客室30室以上</p> <p>②平均客室面積20㎡以上</p> <p>③国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）に規定するホテル、旅館の施設基準を満たしているもの</p> <p>④日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置の要件を満たすこと（③、④については操業開始時の登録及び設置が必要）</p> <p><b>【横浜市、川崎市以外の地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総客室面積が600㎡以上で②～④の要件を満たす宿泊施設も対象</li> <li>・立地に当たっては、個別事業計画毎に事前に市町村の意向を確認し、支援の可否を決定</li> </ul>
その他	小売業は、関税法（昭和29年法律第61号）第42条に基づく保税蔵置場の許可を受けること

## 【地域限定支援メニュー】

### ○ 支援対象産業

対象地域（特定地域）	横須賀・三浦地域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町） 県西地域（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）
対象産業	地域振興型産業
対象業種	製造業（食料品、飲料製造業）

### ○ 賃料補助金に係る雇用要件

対象地域（特定地域）	横須賀・三浦地域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町） 県西地域（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）	
対象産業	共通の要件に同じ	
対象業種	共通の要件に同じ	
雇用要件	大企業	50人以上
	中小企業	5人以上